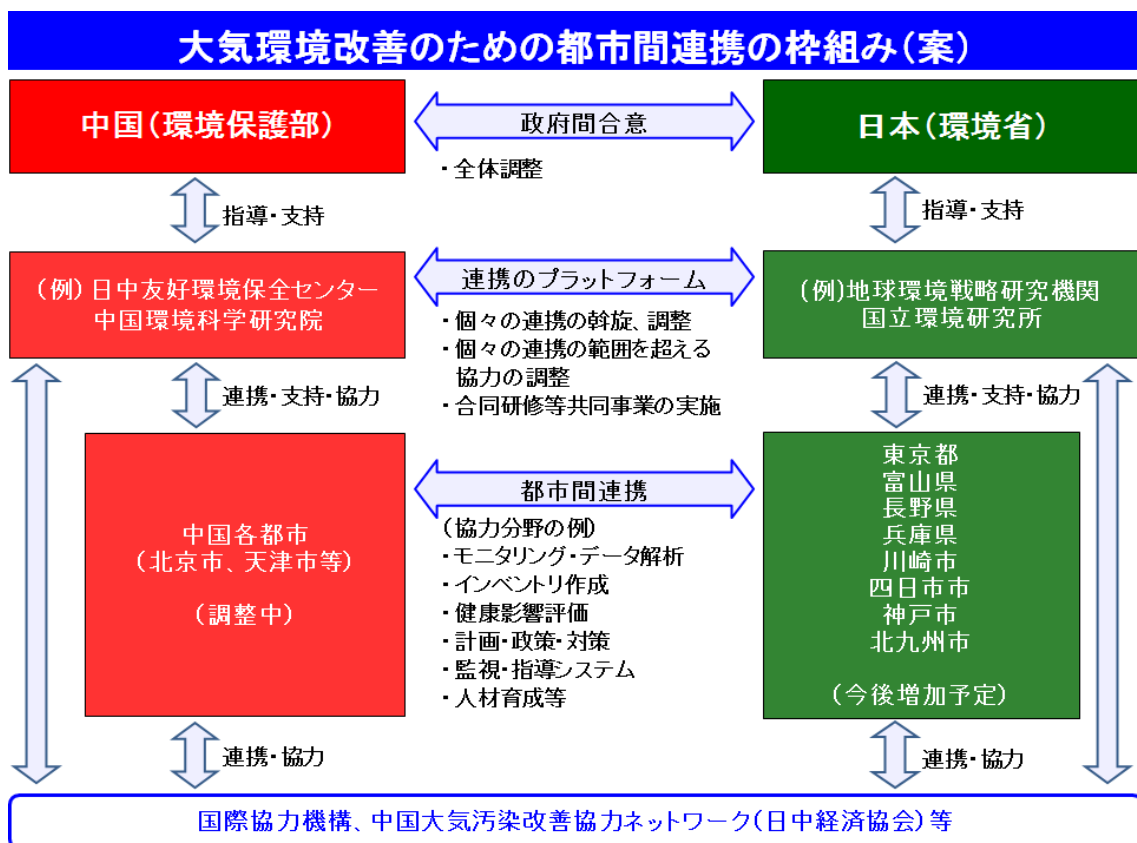


中国大気環境改善のための都市間連携に関する会合について

- 豊富な経験を有する我が国の地方自治体を中心とした関係機関の知見やノウハウを活用し、中国の主要都市における人材育成等の協力を実施する、いわゆる都市間連携の強化・支援事業（以下、「本事業」）を来年度から実施予定（年間 1.3 億円）。
- 本事業を効果的、効率的なものとするためには、都市間協力の基本的考え方（案）（別紙）のもと、研究機関や専門機関等も参加した、都市間連携をサポートできる枠組み（案）の構築が重要。



※ プラットフォーム機関については、2009 年の日中環境大臣間で締結された覚書で指定された機関を例示。

- 本会合は、本事業の開始に先立ち、①我が国の関係団体のこれまでの協力内容や課題等を共有するとともに、②都市間連携をサポートする枠組みの構築に活かしていくこと、さらに③国内ネットワークを強化することを目的としている。
- 本会合は、冒頭カメラ撮りを除き非公開にて開催するが、会合資料については、会合終了後に環境省のホームページで公開する。

## 都市間連携協力の基本的考え方（案）

※「都市」の概念には都道府県（中国の場合、省自治区直轄市）単位を含む

1. 既に存在する日中両国の都市の協力関係（例：友好都市関係など）を大気汚染対策分野で強化・発展させることを基本とする。

なお、既存の友好都市関係等がない場合においても日中各都市からの希望があれば、斡旋、調整等を行うことにより新たな都市間協力関係を構築し、大気汚染対策分野での協力を強化・発展させることもできる。

2. 国（環境省、中国環境保護部）は、上記の日中両国の都市間の協力（「都市間連携協力」）を促進するため、直接またはプラットフォームを通じて、助言、調整、斡旋及び資金援助等を行う。資金援助のための必要な予算は可能な範囲内で環境省が準備する。

3. 既存の協力関係を継続する場合に必要な経費は、各都市が今までどおり負担することを原則とするが、大気汚染対策分野で新たな協力を実施する場合（既存の協力を強化する場合を含む）には、その経費の一部（主として直接経費）を環境省が支援する。

4. 都市間連携協力は次の2つのコンポーネントから構成される。

(1) 各都市の政府職員（傘下の研究所、財団、公社等を含む。中国の場合はいわゆる「事業単位」を含む）を中心とした交流・協力

(2) 各都市に立地する企業間の交流・協力

企業間の交流・協力の実施にあたっては、各都市の政府職員やプラットフォームの機関が必要な調整や斡旋を行うことにより支援することとし、また、「中国大気汚染改善協力ネットワーク（日中経済協会事務局）」と密接な連携をとって行うこととする。

5. プラットフォームの設置・役割

(1) 都市間連携協力を円滑に推進するため、環境省及び中国環境保護部が指定した機関から構成されるプラットフォームを設置する。

(2) プラットフォームは、国からの指導、助言を得ながら次の役割を果たす。

1) 各都市間連携協力のサポート

2) 斡旋、調整

3) 資金の管理と執行

4) その他

6. 協力の内容

各都市間連携協力の内容は、各都市間でそれぞれ協議調整して決定することとするが、決定にあたっては以下の考え方を考慮して決定する。

(1) 中国側の都市が希望する協力の具体的項目を最重要視すること

(2) 日本側の都市が対応可能な協力の具体的項目を考慮すること

(3) (1) 及び (2) がうまく合致しない場合にはプラットフォームが必要な斡旋、調整等を行い、(1) の具体的項目が可能な限り実現可能になるよう努力する。